

### 【懲戒処分について（減給）】

・所属部局	町長部局
・職種等	副主幹 50代 男性
・事案概要	担当する徴収金の減免事務において、令和6年4月以降、「町民から受理した減免申請を、決裁等を経ないで電算システムに入力し、減免の処理を行った。（33件）」「町民からの減免申請の送付を受けたが、書類を放置し、減免適用しない徴収金を納付させた。（1件）」「減免適用終了の手続き事務を放置し、令和6年度も減免適用を継続した。（2件）」「県等からの照会文書等、処理をせずに放置した（3件）」など、職務を適切に行わなかったもの。
・処分内容	減給 給料月額10分の1 1ヶ月
・処分年月日	令和7年1月10日

### 【管理監督者処分】

・所属部局	町長部局
・職種	管理監督者
・事案概要	不適切な事務処理に対し、指導・監督が不十分であった。
・処分内容	厳重注意
・処分年月日	令和7年1月10日